

## 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行なうことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しており、拡大生産者責任が徹底していないため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働かず、ごみを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、私たちの社会が一日も早く持続可能な社会へ転換するため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

### 記

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、事業者の発生抑制の責任と役割を強化すること。
2. リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別運搬・保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
3. 2Rの環境教育を強化し、リユースが普及・促進されるように、様々な環境を整備すること。
4. 市町村が容器包装廃棄物の分別収集・選別保管を行い、事業者が再商品化を行うという、現行制度の役割分担について、実務を担う市町村の負担を減らすことができるよう、適正に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

(議決日) 平成25年12月18日

(送付日) 平成25年12月20日

(送付先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、  
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)